

大分県業務改善奨励金

目的

コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある中小企業等の業務改善助成金を活用した生産性向上及び事業場内最低賃金の引上げを支援し、各事業所の経営改善や労働者の所得向上等につなげます。

概要

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を20円以上引上げ、国の業務改善助成金（特例コース含む）を受給した事業者には、賃金を引上げた労働者数に応じて奨励金を支給します。

また、業務改善助成金の申請に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。

【参考】大分県の地域別最低賃金 = 令和3年10月5日までは792円、令和3年10月6日以降822円

対象者

- 令和3年7月16日～令和4年3月31日に大分労働局に業務改善助成金（特例コースを含む）の交付申請を行うこと。（交付決定は令和4年4月以降で可） ※申請書兼請求書の提出前には国の交付額確定が必要
- 令和3年7月～令和4年3月のいずれかの月の売上が、平成31年から令和3年の同月と比較して30%以上の減少があること。 ※業務改善助成金特例コースの受給事業者は②の要件に該当している事業者と見なします。

支給額

①業務改善助成金分

業務改善助成金における対象経費支出額から助成金を除いた額と下表の県奨励金上限額を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。

単位：千円

コース	引上げ労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人以上
20円コース	50	75	125	175	200
30円コース	75	125	175	250	300
45円コース	112	175	250	375	450
60円コース	150	225	375	575	750
90円コース	225	375	675	1,125	1,500
(特例コース) 30円コース	100	166	233	333	

【例1】従業員数15名 製造業
 ・1,000千円の設備投資
 ・4名の賃金を30円引上げ
 (1,000千円 - 国の助成金700千円)
 = 300千円…①
 奨励金上限額 175千円…②
 ① > ② 支給額 175千円

【例2】従業員数15名 飲食業
 ・800千円の教育訓練
 ・4名の賃金を30円引上げ
 (800千円 - 国の助成金640千円)
 = 160千円…①
 奨励金上限額 175千円…②
 ① < ② 支給額 160千円

②社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

申請書類等提出期限

- 業務改善助成金交付決定報告書 : 令和4年6月30日
- 大分県業務改善奨励金申請書兼請求書 : 令和4年12月28日



【問い合わせ先】

最低賃金引上げに伴う事業者向け相談窓口
 097-506-3357
 8:30～17:15（月～金まで。土日・祝日は除く）
 （大分県庁本館7階 雇用労働政策課）

各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル！
<https://oita-chusho.jp/>

